

平成24年11月1日内閣府(防災担当)

「広域的な火山防災対策に係る検討会」(第2回) 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時:平成24年9月28日(金)14:00~16:30

場 所:中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者:藤井座長、池谷、石原、岩田、熊川、小室、鈴木、田中、山崎各委員 他

2. 議事概要

大規模火山災害時において国が主体となって取り組むべき課題について具体的な対応策 を検討するため、大規模火山災害発生時に想定される課題と対応策の方向性について事務 局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

(主な意見)

- 〇火山研究の推進は重要である。また、火山学の発展と火山専門家の育成の観点で、各火山を直接監視することができる気象庁の拠点を置き、火山の監視観測体制を充実させる 必要がある。
- 〇火山災害においては、災害発生前からの防災対応が有効であるため、国は大規模火山災 害が発生する前に現地組織を設置することについて検討する必要がある。
- 〇災害対策本部の設置にあたっては、基本的に噴火警戒レベルを設置基準とするが、過去 の噴火事例等も踏まえ、住民の不安が生じたタイミングや道路閉鎖等の防災対応など、 状況に応じて設置を判断できる体制も検討しておく必要がある。
- 〇合同会議において共有した情報や認識をもとに、各地方公共団体が防災対応をとるべき である。国の現地組織が分散して各県の災害対策本部に入る場合は、各災害対策本部間 で情報を共有する仕組みが必要である。
- ○合同会議には、その場で意思決定ができる役職の職員が参画する必要がある。
- 〇災害の規模に応じて、合同会議の在り方や、地方の災害対策本部の関与の仕方は異なる と考える。
- 〇火山災害の場合、火山の活動状況に応じてとるべき対応を決断する必要があり、現地に おける合同会議の役割は非常に大きいと考える。
- 〇合同会議において防災対応を検討するにあたり、火山専門家の支援は不可欠であること から、噴火時には、様々な機関に所属する火山専門家に合同会議に参画してもらい、組 織的な支援体制を構築する必要がある。そのためにも、合同会議における火山専門家の 位置付けを明確にする必要がある。
- 〇一人のホームドクターに全てを任せると過重負担になったり、偏った意見になったりす

- るおそれもあるので、複数の火山専門家による支援体制を構築すべきである。
- 〇火山災害においては、刻々と変化する火山活動に応じた防災対応をとる必要があり、火山専門家の知見が必要とされる。
- ○国立大学法人や独立行政法人などに所属している火山専門家に合同会議に参画してもらうための方策を検討する必要がある。
- ○国からの要請に応じて、地質、地球物理、地球化学等の各分野における火山専門家を現地に 派遣する仕組みを検討する必要がある。現状では火山噴火予知連絡会が適任になる。
- ○大量の降灰による被害について検討するにあたり、降灰は降雨によって重量が増大し、 被害が拡大し得る事についても留意する必要がある。
- ○大量の降灰は、広域にわたりインフラに障害を引き起こし、日本経済全体に影響を及ぼ すおそれがあるため、早急に調査研究を進める必要がある。
- 〇火山灰を放置しても状況は改善しないため、除灰方法や処分場所等について事前に検討 しておく必要がある。
- 〇火山泥流の発生や降灰後の土石流の発生の可能性についても検討する必要があるので、 合同会議には砂防の専門家も参画する必要がある。
- ○降灰が継続する状況で、どのタイミングで避難等の防災対応を開始するか判断することが難しい。避難を開始する基準を明確にするためには、降灰に伴う被害に関する定量的なデータを得るための調査研究を進める必要がある。
- 〇降灰に伴う被害に関する定量的なデータがなければ、具体的な対応策の検討は難しく、 実験的な研究が必要である。
- 〇降灰に伴う定量的な被害に関する調査研究は、国の機関が行うべきである。
- 〇地方公共団体・国・民間企業が一緒になって防災訓練を実施し、大規模火山災害発生時 における被害を想像しながら、対応が不十分なところを洗い出していく必要がある。
- 〇若い人達に火山について興味を持ってもらうために、地学教育を普及させるべきである。
- 〇広域避難など、地方公共団体が自主的に取り組むこと困難な課題については、国が一元 的に支援する仕組みが必要である。
- 〇噴火時においてリアルタイムハザードマップを活用するため、リアルタイムでシミュレーションを実施できる仕組みが必要である。
- 〇火砕流等により変化した地形を直ちに測量する仕組みを構築し、防災対応に活用すべきである。
- ○融雪型火山泥流の発生条件についての研究を進める必要がある。
- 〇市町村長による噴火前の避難指示・勧告の発令について、有識者(気象庁を含む)から 助言を得られる体制が必要である。
- 〇合同会議が避難対象地域の解除、災害の終息宣言等を市町村長に対して助言できるよう に、合同会議の法的な位置付けを明確化する必要がある。
- 〇47 の常時観測火山のうち、火山防災協議会が設置されていない火山について都道府県に対する働きかけが必要である。火山について興味を持ってもらうために、火山防災協議会が中心となって啓発活動を行う必要がある。
- 〇避難生活が長期化した場合に、地域が自由に活用できる財政支援の仕組みを作る必要が ある。
- 〇国として火山災害対策を進めるに当たり、地震の調査研究推進本部と同様に、火山防災 の調査研究を推進する組織の設置についても検討する必要がある。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(調査・企画担当)付

 参事官補佐
 河内 清高

 主
 査
 新原 俊樹

電話:03-3501-5693